

2024年6月18日

「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針（案）」に対する意見

日本生活協同組合連合会

常務理事 二村睦子

液化石油ガス（以下、LP ガス）は、日本の消費者の約 4 割が利用しており、生活に欠かせない重要な家庭用エネルギーです。しかし、いわゆる無償貸与、貸付配管といった商慣行を背景に、特に賃貸集合住宅において LP ガスを利用する消費者が不利益を被っている事例が多く見受けられ、消費者が事業者と健全な取引を行える環境を整えることが重要です。また、この LP ガス問題は、経済産業省や国土交通省、公正取引委員会、消費者庁等の複数の省庁が関わっており、省庁間で連携し、建設業者・不動産管理会社・オーナー、さらに消費者に対しても、広く継続的な啓蒙活動が必要です。

昨年、経済産業省の液化石油ガス流通ワーキンググループが再始動しました。商慣行是正に向けた対応方針について議論が行われ、2024年4月2日、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令が公布されました。7月の改正省令の一部施行に合わせ、「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針（案）」（以下、ガイドライン（案））が示されました。今後、商慣行の是正に向けて、実効性を高めるため、ガイドライン（案）に対して、以下意見を申し述べます。

【該当箇所 1】

1. 目的の最終段

「今後、本指針の趣旨・内容を勘案して個々の事案に対応し、その判断の積み重ねが、本指針の内容をより一層明確にしていくこととなると考えられる。（中略）適時適切に見直しを行っていく」

【意見内容】

「LP ガス商慣行通報フォーム」の周知を強化してください。また、通報フォームに寄せられた個々の事案に対する定期的な分析・判断の積み重ね・公表に加え、インターネット上や SNS での発信からも積極的に情報収集・分析を行ってください。収集した情報の中で有用と判断される情報については、LP ガス事業者・消費者団体・関係省庁などと連携しながら、迅速かつ適切な指針の見直しを確実に実施してください。

【理由】

液化石油ガス流通ワーキンググループの中間とりまとめでも指摘されている通り、個別判断の蓄積がない現段階においては、内容や解釈を具体的に示すことは困難な上、かえって逸脱行為を促してしまう恐れがあります。事業者や消費者等、多数のステークホルダーが関与する LP ガスの問題において、商慣行是正に向けて実効性を高めるためには、「LP ガス商慣行通報フォーム」に寄せられる情報の分析・公表を行うだけでなく、貴省が積極的に情報

収集する姿勢を示し、徹底的な商慣行の是正を行う姿勢を示す必要があります。

【該当箇所 2】

3. 取引適正化に向けた指針（2）賃貸集合住宅等の入居者に対する LP ガス料金等の情報提供「このため、LP ガス事業者は、・・・必要がある」

【意見内容】

賃貸集合住宅における新規契約と既存契約の取扱いの異なる部分について、消費者をはじめとする関係者にわかりやすく周知徹底してください。

【理由】

賃貸集合住宅では、一定の住み替えが発生しつつも、長期間賃貸を継続する消費者もいることから、同じ賃貸集合住宅で差が発生するため、不平等が生じないように、新規契約がスタートした時点での LP ガス対応賃貸物件について、既存契約者と新規契約者に対して、費用(部屋代・外だしの設備費用・LP ガス料金)のトータル費用比較ができるようにする必要があります。

【該当箇所 3】

3. 取引適正化に向けた指針（4）三部料金制の徹底（設備費用の外だし表示・計上禁止）LP ガス料金に設備費用が含まれていない（設備料金を該当なし又は 0 円）とする場合、客観的な根拠による説明ができるようにしておく必要がある。

【意見内容】

新制度に対応した料金への移行を実効性あるものにするために、定期的に調査を行ってください。

【理由】

不透明で高い LP ガス料金の透明性を高め、費用回収の適正化を行うために設けられる規定であるため、三部料金制度への移行を持効性のあるものにするために、定期的な調査を実施する必要があります。また、公開モニタリングである地方懇談会で、検査当事者の意見も反映させた計画が必要です。

【該当箇所 4】

3. 取引適正化に向けた指針 全体

【意見内容】

消費者が改正制度を遵守する事業者を選択できるよう、経産省（エネ庁）HP を含めて、自己適合宣言を行った事業者を広く紹介してください。

また、改正された省令・ガイドラインが順守されるよう、監視指導体制の強化に必要な措置（適切な人員配置、予算計上、地方行政に対する周知等）を行ってください。

【理由】

商慣行を是正するためには、事業者独自の取り組みに依存するのではなく、行政の積極的な関与が必要です。2017年の省令・ガイドライン改正の際には、監視指導・執行体制等、実務能力の不備、また事業者の独自取り組みに依存したため、改正の効力が発揮されませんでした。この教訓をもとに、指導監視体制について、適切な人員配置・予算の措置を行い、人員拡充などにより行政側の「検査」推進体制の強化を図る必要があります。